

令和7年第5回那須烏山市議会12月定例会（第1日）

令和7年11月28日（金）

開会 午前10時00分

散会 午後 1時37分

◎出席議員（14名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	7番	矢板清枝
8番	滝口貴史	9番	小堀道和
10番	相馬正典	11番	田島信二
12番	渋井由放	14番	中山五男
15番	高田悦男	16番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	内藤雅伸
会計管理者兼会計課長	高田勝
総合政策課長	小原沢一幸
公共施設再編担当課長	関雅人
まちづくり課長	大鐘智夫
総務課長	平山茂樹
税務課長	川俣謙一
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	水上和明
農政課長	小口正一
商工観光課長	星貴浩
都市建設課長	菊池章夫
上下水道課長	石嶋賢一
学校教育課長	齋藤浩文

生涯学習課長

塩野目 豊 一

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

渡 辺 睦 美

書 記

佐 藤 博 樹

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 選挙第 1号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
（議長提出）
- 日程 第 4 議案第 7号 那須烏山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 8号 那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関
する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 9号 那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正につい
て（市長提出）
- 日程 第 7 議案第10号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関す
る条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第11号 那須烏山市境財産区運営基金設置及び管理条例の一部改
正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第12号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
について（市長提出）
- 日程 第10 議案第13号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第14号 那須烏山市水道事業給水条例及び那須烏山市下水道条例
の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第15号 那須烏山市国民健康保険高額療養資金貸付基金設置及び
管理条例の廃止について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）につ
いて（市長提出）
- 日程 第14 議案第 2号 令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 3号 令和7年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第
1号）について（市長提出）
- 日程 第16 議案第 4号 令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2
号）について（市長提出）
- 日程 第17 議案第 5号 令和7年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）

について（市長提出）

日程 第18 議案第 6号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第2号）について（市長提出）

日程 第19 議案第16号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について（市長提出）

日程 第20 付託第 1号 請願書等の付託について（議長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（中山五男） おはようございます。おだやかな朝を迎えているところでありますが、御出席いただいている方々には、誠に御苦労さまです。

また、傍聴席にお越しの皆様方には、何かとお忙しい中、市政に関心をお寄せいただき誠にありがとうございます。

私、議長職に就かせていただき、はや3か月ほどになるところでありますが、これまで皆様方のお支えによりまして、曲がりなりにも務めさせていただいているところであります。任期中は今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、その3か月の間には、市民に最も関心のあります市長選挙が執行されました。その結果は、御承知のとおり、多くの市民有権者の判断によりまして3選を果たされました川俣市長には、誠におめでとうございます。今後4年間には、これまで以上、指導力と決断力を発揮されまして、様々な難問を乗り越えながら、今回の選挙公約実現に向けまして、市民の期待に応えていただきたく、強く希望いたします。

また、市長を支えます副市長、教育長並びに各課長の方々には、市長の片腕として力の限りを尽くしていただきたく存じます。執行部の皆様方の支えなくして、市長公約実現は困難と思えます。

そして、我々議会も、執行部に対しましては公正な判断を貫きながら、議員の融和・融合を図り、残された任期5か月間に思い残すことなく議会活動を果たされるよう、切にお願い申し上げます。

以上、定例会開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ただいま出席している議員は14名、全員であります。定足数に達しておりますので、令和7年第5回那須烏山市議会12月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る11月21日に開かれた議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださいますようお願いいたします。

◎市長挨拶

○議長（中山五男） 今回は市長選挙後、初めての議会でありますので、市長の挨拶に併せまして、今後4年間の施政方針等につきまして、発言を許します。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇 挨拶〕

○市長（川俣純子） 皆様、おはようございます。令和7年第5回那須烏山市議会12月定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ参集を賜りまして、誠にありがとうございます。令和7年10月12日に告示されました市長選挙におきましては、4人が立候補する選挙戦となりました。私が取り組んできた2期8年の市政運営に対し、厳しい御指導、御指摘もございましたが、何とか市民の皆様からの御信任を賜り、那須烏山市長として3期目の市政運営を担うことになりました。

少子高齢化に伴う人口減少をはじめ、JR烏山線や県立烏山高等学校等の存続問題、中心市街地の衰退による活力の低下、そして、激甚化・頻発化する自然災害に備えた国土強靱化の取組など、非常に多くの課題が山積する中、市政を担うリーダーに求められる責務は非常に大きなものがあると痛感しております。責任の重さと大きさに、身が引き締まる思いでございます。

市民の皆様のお期待と信頼に応えることができるよう、市政発展のために全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様には、格別の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、川俣市政3期目のスタートに当たり、議長のお許しを得て、私の所信の一端を申し上げます。

那須烏山市が誕生してから、20年が経過しました。那須烏山市は、郷土を愛する先人たちのたゆまぬ努力と英知の結集により、時代の波を巧みに乗り越えながら脈々と継承されてきました。自然、歴史、伝統文化を生かした魅力あるまちとして発展してきました。

こうした中、第三次総合計画における、目指すべき将来像である「新たな未来への第一歩市民が主役のまち 那須烏山市」を基本に、一人ひとりの力と貴重な地域資源を生かし切る、オール那須烏山体制による市政運営を心がけ、全ての市民が将来にわたり住み続けたいと思う、持続可能なまちの実現を目指してまいりました。現在もこの考え方はいささかも揺らいでおらず、このたびの再選により、さらに強固なものとなっております。

市長2期目のスローガンとして、「未来につなぐ責任を果たす」を掲げ、5つのビジョンと、ビジョンを実現するための72項目の公約を打ち出しました。既に達成に至ったものも、または何らかの成果を上げているものも合わせますと、68項目、94.4%を達したところであり、未来につなぐ責任は何とか果たせたものと思料しております。

一方では、私の肝煎り事業として重点的に取り組んでまいりました新庁舎、市民が期待する市民ホールをはじめとする市民交流施設の整備、JR烏山駅、大金駅を中心とした市街地の再生、そして、防災集団移転促進事業につきましては、いまだ道半ばの状況であります。

こうした積み残しを取り組み、着実な実現に加え、さらなる高みを目指し、市長3期目のスローガンとして、「未来に羽ばたく新たなまちづくり」を掲げ、5つのプロジェクトと、プロジェクトを実現するための12項目の重点公約を打ち出したところであります。

1つ目の柱は、新庁舎を核とした市街地のリニューアルであります。新たな機能を付加した市民のシンボルとなる新庁舎整備を推進するとともに、JR烏山駅、大金駅を核とした市街地のリニューアルによる、にぎわいの創出を図ります。

2つ目の柱は、新たな市民交流地点として、スポーツゾーンの創出であります。公共施設を集約・複合化した新たな市民交流拠点、また子育て交流施設の整備に取り組みます。緑地運動公園を新たなスポーツゾーンとしての再整備もします。

3つ目の柱は、新たなにぎわいと雇用の創出です。高規格道路（仮称）つくば・八溝縦貫・白河道路の整備を見据え、市内3番目となる新たな産業団地の整備にも取り組み、また広域観光の起爆剤となる道の駅整備の実現に向け、仮称であります。新世紀農業創出実行委員会を設置し、稼ぐ農業への転換を推進させていただきます。

4つ目の柱は、災害に負けないまちづくりです。現在、進めている防災集団移転促進事業の早期完成を目指すとともに、災害時避難所を兼ねた小・中学校体育館への空調施設設備の設置や、烏山、南那須両地区に、癒やしの空間を兼ねた防災公園の整備にも取り組みたいと思っております。

5つ目の柱は、様々な市民活動の活発化と、地域資源の保存・継承であります。本市の貴重な財産であるJR烏山線と県立烏山高等学校を、ソフト・ハード事業の両面から強力にバックアップしていきます。また、本市のさらなる融和・融合による一体感の醸成を図るため、郷土芸能等の共演や、にぎわいイベントを一元化した市民秋まつりの継承実施に取り組みます。

これは、先日、行いました市政20周年には、市議会議員の多くの方々に御参加いただきまして、ありがとうございました。盛況のうちに、花火まで無事に終了できたことを御礼申し上げます。また、今週末はマラソン大会もありますので、皆様の御参加、また応援をお願いしたいと思っております。

私は、那須烏山市の景色はまだまだ変えられると確信しております。まだ見えていない新しい景色を、私の手で皆さんと一緒に何とか成就させていきたいと思っております。行政課題がまだまだ山積する状況ではありますが、市民、企業、行政、議会が一丸となり、オール那須烏山体制により新生プロジェクトを着実に実現させ、まだ見ぬ新しい景色を共に描いてまいりたいと考えております。

我が市には、すばらしい市民が住んでおります。そして、たくさんの貴重な地域資源を有しております。私の愛する那須烏山市のために、未来に羽ばたく新たなまちづくりを、力の限り

全力で果たしてまいる覚悟でございます。市民の皆様並びに市議会議員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げて、私の所信表明とさせていただきます。

今後とも、よろしく願いいたします。

○議長（中山五男） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において指名いたします。会議録署名議員に、

12番 渋井由放議員

15番 高田悦男議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（中山五男） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から12月10日までの13日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力をお願いいたします。

◎日程第3 選挙第1号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（中山五男） 日程第3 選挙第1号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員は、同広域連合規約第8条の規定に基づき、構成する栃木県内市町の議会において選挙することになっております。

本市の同広域連合議会議員の定数は1名であり、候補者は、構成市町の市長または議会議員であります。

全議員の任期が11月5日をもって満了しましたことから、今回、新たに同広域連合議会議

員を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、投票によることに決定いたしました。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（中山五男） ただいまの出席議員は14名であります。

ここで、立会人の指名を行います。

立会人は、会議規則第31条の規定により、議長において指名いたします。立会人に、

1番 高木洋一議員

2番 福田長弘議員、以上2名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。投票用紙は、単記無記名であります。投票用紙に、被選挙人の氏名を記載してください。

（投票用紙配付）

○議長（中山五男） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人は、前へお進みください。

（投票箱点検）

○議長（中山五男） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

（事務局長点呼・投票）

○議長（中山五男） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 投票漏れはなしと認めます。

これで投票を終了します。

直ちに開票いたします。立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（中山五男） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、うち有効投票14票、無効投票はありません。有効投票のうち、川俣純子

市長12票、平塚英教議員2票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。よって、川俣純子市長が、栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(中山五男) ただいま栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました川俣純子市長が議場におりますことから、会議規則第32条第2項の規定に基づきまして、当選の告知をいたします。

ここで、栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました川俣純子市長に、広域連合議会議員就任挨拶の発言を許可いたします。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長(川俣純子) ただいま行われました、栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙において、皆様方の御支援を賜り、当選させていただきました。大変ありがとうございます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の方々が安心して医療を受けられる社会を維持するために、大変重要な役割を担っております。本県の広域連合におきましても高齢化が進展し、被保険者医療費とともに増加する中、持続可能な制度運営を図るためには、医療費の適正化に向けた取組や、高齢者と現役世代との世代間での公平な費用分担の在り方など、課題は多いものと考えております。

今後も、高齢者医療制度が円滑に運営され、高齢者の方々が安心して暮らせる社会を維持するため、栃木県後期高齢者医療広域連合の議員として職責を果たしてまいりたい所存でありますので、皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げ、当選の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

◎日程第4 議案第7号 那須烏山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について

○議長(中山五男) 日程第4 議案第7号 那須烏山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第7号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、保護者の就労状況に関わらず、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子供が、月一定時間の枠内で、時間単位で柔軟に保育等を利用できる乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度を、令和8年4月から全ての自治体で実施することになったことに伴い、本市において乳児等通園支援事業を行う者が遵守しなければならない設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、こども課長から説明をさせます。

○議長（中山五男） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） それでは、御説明申し上げます。

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律によりまして、ただいま市長の提案理由にもございましたとおり、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わずに、時間単位等で柔軟に利用できる新たな乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が制度化され、令和8年4月から、全国の自治体において実施することとなりました。

この乳児等通園支援事業を実施するためには、児童福祉法に基づき、市町村が条例により事業を行う者が遵守しなければならない設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。

条例の主な内容は、人権への配慮、安全計画の策定、虐待の防止や衛生管理の徹底など、国が定める基準に準じた規定になります。

それでは、議案書をお開きください。

まず、第1条では、本条例の趣旨を定めております。

次に、第2条から4条までは、子供の良質な育成環境の整備や、整備運営を向上させる努力義務など、最低基準の目的、向上、事業者等を定めております。

次に、2ページになります。

第5条から第8条までは、利用乳幼児の人権を尊重することや、非常災害に備えて計画を立てて、避難訓練等を行うこと、また安全計画を策定するなど、一般的な原則や非常災害時の備えを定めております。

次に、3ページになります。

第9条から第13条までは、職員の一般的要件、研修機会の確保などのほか、職員の知識及び技能の向上、また虐待等の禁止などについて定めております。

次に、第14条、15条ですが、感染症や食中毒防止の徹底や医薬品の備えなど、衛生管理について、また食事の提供のための調理機能などについて規定しております。

次に、4ページ、第16条から19条ですが、ここでは、運営方針や支援、職務の内容、利用定員など重要事項に関する規定、帳簿の整備、苦情を受け付ける窓口の設置などについて定めております。

次に、5ページになります。

第2章では、本事業の区分について定めております。

第1節第20条では、事業運営の形態を、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の2種類型とすることを定めております。一般型と余裕活用型は、施設の定員やスペースの活用方法、また人員配置などに違いがあります。一般型は定員に依存せず、専用スペースを設けるか、在園児と合同で保育を行うのに対し、余裕活用型は、既存の定員内で在園児と合同で保育を行います。

次に、第2節になります。

第2節第21条から第25条までは、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準や、職員、保護者との連絡などについて定めております。

第21条第1号から第4号は、乳児または満2歳に満たない幼児を利用させる場合には、乳児室またはほふく室及び便所を設置することとその基準を、第5号から第7号は、満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室及び便所を設置することと、その基準を定めております。また、第8号では、乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室を2階以上に設置する場合の耐火基準等を定めております。

7ページ、第22条は、一般型乳児等通園支援事業に従事する職員について定めております。職員数は、0歳児はおおむね3人に1人以上、1歳から2歳児はおおむね6人に1人とし、その半数以上は保育士とすることなどを定めております。

次に8ページ、第3節です。

第26条、第27条では、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準などについて定めております。

第3章は雑則となり、第28条では、本条例において書面で行うことが規定または想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを規定しております。

なお、附則として、本条例の施行日は令和8年4月1日とし、施行日前に準備行為を行うことを定めております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第7号については、所管であります文教福祉常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって議案第7号は、文教福祉常任委員会に付託いたします。

◎日程第5 議案第8号 那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第5 議案第8号 那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本市が独自に実施している医療費助成について、医療機関等においてマイナ保険証を受給資格者証としても利用できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

具体的には、妊産婦医療費助成に関する事務及び子ども医療費助成に関する事務について、本市が独自にマイナンバーを利用できる事務として追加するとともに、庁内で連携して利用できる情報について、整備するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 特に質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第8号 那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第9号 那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第6 議案第9号 那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、組織体制の一層の強化を図り、JR烏山駅周辺の中心市街地の再生、国土交通大臣の同意を得た宮原地区及び下境地区の防災集団移転促進事業、JR烏山駅周辺を候補地とする庁舎整備基本構想に基づく新庁舎の早期整備等を着実に進めていくため、令和8年度から「都市整備課」を新設し、「都市建設課」を「建設課」に改組するとともに、事務分掌の整備等を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 議員全員協議会の際にも質問させていただいて、答弁をいただけなかったんですけども、新たに課を新設するという件に関しては、特に反対を申し上げるわけではないんですが、市議会が予算の審査機関である以上、私は議員全員協議会の際に、課を設置するに当たって、どういう予算規模で、どういったところから、どういったほかの課が割を食って予算が割り振られるのかという質問をさせていただいて、答弁を得られなかったんですけども、市議会が予算の審査機関である以上、新たな課の設置は、単なる組織改編ではなくて、財政配分と政策優先度の再構築に直結する重大な判断であると思います。

限られた財源の中で、新たな組織を設ける以上、どの事業や部署の予算・人員に影響が及んで、どこに実質的な負担が生じるのかを、事前に具体的に明確に示す必要があると思うんですよ。それが市民への説明責任として、議会としても当然の要請だと私は思うんですけども、こうした情報が提示されないまま、議会に判断を求められても、予算審査権を適切に行使することはできないと思います。

実際、今回、新課の設立に当たって、そういう予算規模を説明しなくても採決することは、合法的には可能なんだと思います。ただ、そういったことを行うに当たって、行政には、組織改編が市全体の財政・人員にどういう影響を及ぼすのか、その根拠を明確に示した上で議決したいと思うので、ぜひとも説明を求めます。

○議長（中山五男） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） ただいまの質問にお答えいたします。

予算規模につきましては現在、予算要求を確認中のところで、これから編成作業に入っていくところです。おおむねの段階でよろしければ、事業費規模での説明はできます。

現在のこちらの都市整備課に係る事業費を見ますと、事業費ベースで約4億円。ここはあくまで人件費は入っておりません。そこから今後、12月から1月にかけて予算編成作業に入りますので、要求ベースでは4億円ですが、これがどのぐらいまで変わるかというのは、3月議会に当初予算に諮っていくこととなっています。

以上になります。

○議長（中山五男） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 新課を新設するに当たって、大体その課が4億円ぐらいの予算で当初、

動いていくというお話なんですけれども、その中で、この4億円には人件費は入っていないということなんです、前回、議員全員協議会の中で、新しい課をつくるに当たって、特に人員を新たに採用するわけではないとおっしゃってありました。ということは、ほかの課から人員が割かれるということだと思えるんですね。

また、その4億の中には、ほかの課からの予算も引っ張ってくることにはなると思いますが、関連した事業というのは以前からもあると思うんですけれども、そういった中で、割を食うところを教えてください。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 課の人数等の想定は、議員全員協議会のときにもお話しさせていただきました。どこが割を食っていくのかということに関しましては、この後、そういった調整も含めて検討を進めていきますので、その点については御理解いただければと思います。

以上となります。

○議長（中山五男） 了解いたしましたか。

○3番（荒井浩二） はい。

○議長（中山五男） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） この課を新設するに当たって、条例改正ということで、12課ができるということだと思います。

それで、議員全員協議会のときに聞いたときに、人員はどのぐらいの人員でやるかということで、約15名だと。それで、3つの部署があって、それにならせば約5名ぐらいずつになるのかなと思っております。

しかしながら、現在の職員をスライドさせるだけでは強化できない。さらに、先ほど荒井議員が言ったとおり、そちらに移った場合、移った課が人員が減ります。以前、説明を受けたときには、人員が足りないので、人員補給をお願いしますということもありました。そういう中で、スライドさせるだけでは強化できないのではないかと。この際、新しい課ができたのであれば、人員を増やすべきと私は思います。それで、徹底して防災集団移転なんかも進めていただきたいと思います。

それと、公共施設再編担当課長というのが今おりますね。担当課ということは、課にはならないのでしょうか。そういうことも含めて、そういう課が、議員全員協議会のときも言いましたが、都市整備課と一緒にあって、そこの課に統合して、そこで強化してやれば、さらにパワーアップするのではないかと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 人員増というような御提案もいただきまして、ありがとうございます。

ます。

前回もお答えはさせていただいたんですが、課を新しくすることによっての何か採用者を増やすという考えはございませんで、あくまで現員の中でのやりくりということで考えさせていただきます。

また、公共施設再編担当課長ということでございますが、そこに関しましては、人事異動の中での検討になってくるかと思っておりますので、この場ではお答えは差し控えさせていただきますが、公共施設再編につきましては現在、総合政策課のほうで所管しております。市全体の公共施設再編につきましては、引き続き総合政策課のほうで所管する、そのように考えてございます。

以上となります。

○議長（中山五男） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 総合政策課内にある公共施設再編担当課長がおりますけども、総合政策課に課長が2人いるというのも、これはどういうことなのかなと多少、私は疑問に思っていたものですから、新たな課ができたわけですから、そちらに統合されればいいのかと思っております。

それと、やはり人員は専門職を、防災集団移転に関しては、これは大事な案件だと思いますよ。それこそ庁舎整備よりも重要だと思います。人の命がかかっておりますから。そこには専門の職員を充てて、人員を増やして、徹底してできるだけ早く進めるべきだと思っておりますので、その辺はしっかりと考えて、人員配置もよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（中山五男） ほかに質疑ございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 今回、都市建設課の中のを建設課と都市整備課に分けるということでございます。その中で、都市整備課においては、新庁舎整備に関するという今度は新たな項目が加わるということになると思います。

恐らく都市整備課においては、都市計画グループと防災集団移転グループと、新庁舎整備室という3つのグループでやろうということなんだと思うんですが、そこで、JR烏山駅周辺を候補地とする新庁舎整備というのはもう確定だということで、イケイケドンドンで進めるのではないかなと思うんですけども、これが果たして市民の意向に沿った内容になっているかどうか、そこが非常に私は疑問でございます。これについては、全く市民の意向調査は今後やらないで、どんどんJR烏山駅周辺に新庁舎を建設するというので進めるというお考えなんですか。

御回答をお願いします。

○議長（中山五男） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） お答えをさせていただきます。

現在、庁舎整備基本構想に基づく庁舎整備基本計画、こちらの策定を進めておまして、この議会会期内には、何らかの形で中間報告をさせていただくと説明させていただいておりますけれども、その後におきましては、市民等の御意見を伺う機会も設けて、その声を聞きながら、精査をしてまいりたいと考えております。

○議長（中山五男） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） その際、新たに市民の意向調査はやらないということですね。

○議長（中山五男） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） 現時点におきまして、アンケート等の実施を予定はしてございませんが、直接、膝を交えた意見交換等により、意向を反映してまいりたいと考えております。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教議員。

〔16番 平塚英教 登壇〕

○16番（平塚英教） 議案第9号 那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正についての提案でございます。

これはほかのものもありますが、都市建設課のやっている事業を、建設課所管のものと都市整備課にまとめて、分離するという事です。その中で、都市整備課がやろうとしている都市計画グループ及び防災集団移転グループの仕事は当然、了解いたしますが、庁舎整備推進室は、JR烏山周辺を候補地とする庁舎整備を前提として、整備計画を多数決で承認したわけですが、それに基づいて整備を着実に進めるための今回、所要の改正ということでございます。

これは何度も、何度も、本議会で私も申し上げておりますが、やはり市の主人公である市民の意向をしっかりと捉えて、その意向に沿った進め方で新庁舎を進めるべきであると私は考え

ます。そういう意味で、既にJR烏山駅周辺が候補地だということを前提としたこの新庁舎整備の進め方には、同意することができません。

そういうことで今回、この問題については反対をさせていただきます。

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第9号 那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五男） 起立多数と認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第10号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第7 議案第10号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年1月30日に那須烏山市特別職報酬等審議会から、市長、副市長及び教育長の報酬の額の答申があったことを受け、その取扱いについて検討した結果、答申内容を尊重し、令和8年4月から、それぞれの報酬を引き上げるための所要の改正を行うものであります。

改定の額としましては、市長は3万円増の月額78万円、副市長は2万円増の月額63万円、教育長は2万円増の月額58万円に引き上げるものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） この所要の改正は分かったんですが、これによりますと、年間、総額で幾らぐらいプラスになるのか、その数字があればお示してください。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 今回の引上げによる影響額でございます。

それぞれ報酬月額、市長につきましては、年間で36万円、副市長、教育長につきましては、年間で24万円の増額となります。

以上となります。

○議長（中山五男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第10号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案第11号 那須烏山市境財産区運営基金設置及び管理条例の一部

改正について

○議長（中山五男） 日程第8 議案第11号 那須烏山市境財産区運営基金設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

境財産区の運営につきましては、基金の運用から生じた益金の繰越金を主な財源として事業を実施しているところでありますが、現行の条例では、基金の運用から生じる益金は、全て事業に充当することとなっております。

しかしながら、今後、益金を事業に充当してもなお余剰が生じた場合を考慮し、益金のうち剰余金となるものは、基金に積立てできるよう、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 文章上ではよく分かるんですけども、今、現実の境財産区の基金運用の状態がどのようになっていて、それが今回の改正でどういうふうになるのか、説明をお願いいたします。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、境財産区の基金、令和6年度末の現在高になりますが、9,647万2,000円でございます。この運用ということになるんですが、このうち、9,647万2,000円のうち、5,000万円、これにつきましては、栃木県令和6年度第2回公募公債という地方債を購入するというので、そちらが有利な利回りとなっております。残りの4,647万2,000円につきましては、金融機関での定期預金、そのような運用になってございます。

この地方債の運用益、こちらが年間で56万円ほど入る、そのような有利な基金の運用をさせていただいている状況でございます。

以上となります。

○議長（中山五男） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） すみません、質問の説明が悪かったですね。

この条例を改正することによって、それをどういうふうにするかという点です。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 現在の改正前の規定では、基金の運用益につきましては、境財産区の事業に充てるということになっております。

ただ、うれしい悩みと申しますか、先ほど申しましたとおり、基金の運用を有効な方法で行ったところ、かなり運用益が増えている。場合によっては、境財産区の事業費を上回って益金が入る、そういった事態にも対応すべく、今回、条例のほうを、事業に充当しても、それでも余剰がある場合は基金のほうに積めると、そのような改正をさせていただいた次第でございます。

○議長（中山五男） 了解いたしましたか。

○16番（平塚英教） はい。

○議長（中山五男） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第11号 那須烏山市境財産区運営基金設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第12号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第9 議案第12号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、オンラインによる印鑑登録証明書の交付申請を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

具体的には、スマートフォン等において、市の公式LINEからマイナンバーカードに格納されている公的個人認証サービスを利用して送信していただくことにより、場所や時間に限らず、印鑑登録証明書の交付申請が可能となるものであります。

なお、オンラインによる交付申請は、年明けから開始する予定でありますので、執行日は令和8年1月5日としております。

また、マイナンバーカードの発行開始に伴って、発行が終了していた住民基本台帳カードについて、令和7年12月末をもって、全てのカードが有効期限を迎えるため、併せて所要の改正を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 確認ですけれども、今回、この改定によって、市の職員の手間暇も含めて、効果はどのくらい出るんだろうかというのがやっぱり気になります。

それと、逆に反対に、市民にとって面倒くさいことというのがあったら、それも含めて教えてください。そうすれば判断しやすいので、お願いします。

○議長（中山五男） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 今回の改正によって、印鑑証明書の発行がオンライン申請できるということは、職員にとっては、窓口の対応時間が減るというメリットがございます。一方で市民にとっても、市役所に行かなくても、印鑑証明書がオンラインで取れるということで、利便性の向上にかなりつながってくると思われま

以上です。

○議長（中山五男） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 具体的にどのぐらいの時間というふうに教えてくれないと。楽になりますよというのは、それは何となく分かるんだけど、それは答えにならないんじゃないかと。もう少し詳しく。

○議長（中山五男） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） どれぐらいの時間かというのが、どれぐらいの方がオンライン申請でやってもらえるかによって時間も変わってくると思うんですけども、現在、証明書の発行は、コンビニ交付と窓口と、2通りの方法でやっております。これにオンライン申請が加わるということで、今、コンビニ交付は約3割程度、交付しております。残り6、7割が窓口対応なんですけれども、6、7割のうち、約半分程度をオンライン申請していただければと見込んでおります。時間のほうは現段階で想定はできないので、また実際に運用が始まって、経過を見て御報告したいと考えます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） こういう問題をしつこく質問するのは、やっぱり投資対効果とか、そういう文化がほとんどない世界なので、その文化を醸成してほしいから質問しているので、そんなの分かるわけないだろうみたいな顔でお答えされると、非常に不愉快なので、笑顔になるようなお答えを、ぜひ皆さん、全ての課長、お願いします。

以上です。いいです。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 窓口手数料値上げを以前にされましたけども、私、そのときは反対しましたが、高齢の方とか、コンビニとかそういうオンラインとかが苦手な方もおります。

そういうことで、これは要望なんですけど、コンビニで例えばマイナンバーカードを使って印鑑証明とかを取るときに、住民票もそうなんですけど、非常に高齢の方は分かりづらいと。一回トライしてみたけど、ちょっとできなかったという方が、ちょっと話を聞いたことがあります。

それで、コンビニで交付するときに、分かりやすい手引みたいなものを、もっと年配の方に分かりやすいような手引を用意されるといいかなと思うんですけど。専門用語で書かれていても分からないですから。そういうのをちゃんと書いていただいて、そういうのをそういう方に配布すると。それを見てもらって、やってくださいというようにされたらよろしいのかなと思いますから、もっと高齢の方、苦手な方に分かりやすいように。コンビニで取るということを進

めているということですから、ぜひそういうふうに進めていただければという要望をして、終わりたいと思います。

○議長（中山五男） 要望でいいんですね。

○4番（堀江清一） はい。

○議長（中山五男） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 非常にオンラインの申請が不慣れで、よく分からないんですが、先ほどの説明では、3割がコンビニで今、交付していると。6、7割が窓口へ来ていますよという話で、その6、7割の半分をオンライン申請で交付するという考えなんですかね。そうじゃなくて、全体の半分をということですか。簡単に言うと。

それで、具体的にこういうふうになれば電子申請できますよという、その流れを説明いただければと思います。

○議長（中山五男） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） オンライン申請のやり方につきましては、市の公式LINEのほうから申請ができるようになります。そこで必要なものを申請していただくのに、マイナンバーカードが必要になります。マイナンバーカードをスマホ等に読ませていただいて、申請をします。申請するとき当然、手数料等かかってきますので、それは電子決済対応することになってきます。電子決済をするとともに、証明書がレターパックで登録先まで届くようになりますので、その費用も含めての決済となってきます。申請手数料自体は、窓口と同じ料金になります。レターパック代が430円、それをプラスしたものを電子決済でお支払いという形になります。

以上です。

○議長（中山五男） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第12号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第13号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第10 議案第13号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等が改正されたことを受け、これらの基準を参酌して定める関係条例について、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、児童等虐待に係る条文に新たに項が追加されたことに伴い、引用している条文について、これに応じて修正するとともに、家庭的保育事業者等が義務づけられている健康診断について、乳児健康診査による代替を認める規定を加えるものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第13号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第14号 那須烏山市水道事業給水条例及び那須烏山市下水道条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第11 議案第14号 那須烏山市水道事業給水条例及び那須烏山市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第14号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、災害等の非常時において、給排水に係る宅内配管の復旧に対応する者を確保するため、市水道事業給水条例及び市下水道条例について、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、現在は給水装置工事や排水設備工事に関しては、市が指定した工事事業者のみが工事を実施できることになっておりますが、災害等の非常時において、市が指定した工事事業者の確保が困難なときは、他の市町村長が指定した工事事業者であっても、工事を実施できるようにするものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 提案理由の説明で大體、分かったんですが、ちなみに水道事業関係と下水道事業関係の市内における事業者数、それと非常の場合には近隣の自治体の業者に委託をすると思うんですが、それについては、おおむね何者ぐらいあって、既にそういうような場合には協力をいただけるというようなことになっているのかどうか、その2点について説明をお願いいたします。

○議長（中山五男） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいま平塚議員のほうからいただきました質問について、お答えしたいと思います。

現在、那須烏山市において、まず水道のほうでございまして、指定給水装置の工事事業者ということで、市内に15者ございまして、そのほか、市外に65者ございまして、合わせて80者となっております。

また、下水道排水設備の指定工事店につきましては、市内に19者、市外に41者ございまして、合わせて60者となっております。

今回改正いたします条例につきましては、非常時においては、既にその指定を受けている事業者以外の事業者についても、他の指定を受けていけば非常時には工事ができるというような改正となっておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中山五男） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） ほかの自治体の事業者も、緊急時というか非常時は仕事をやっていたことが可能になるということですが、例えばですけども、そういう災害時とか非常時に、市内の事業者が全て出払っちゃって、仕事を受けることができない、そういうときだけなのか、もしくはそれで市内の事業者が何者か少し残っていても、ほかの自治体の事業者に仕事を依頼することができるのか、それはどのようになっておりますか。

○議長（中山五男） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） 今の堀江議員からの御質問でございまして、今回の改正につきましては、あくまで災害時等の非常時においてというものを前提にしておりますので、通常時については、まずは那須烏山市において指定を受けている事業者の方が工事等をさせていただきます、それを越える、事業者自らが被災してしまったというような非常時においては、ほかの市の指定を受けて、市、町、村ございまして、そういった指定があれば工事ができるということですので、今後そういった事態が発生した際には、今後のそういった具体の運用方法等については、他市町の動向なども見ながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 当然、ほかの自治体の事業者の方に仕事をしていただくに当たっては、これも競争入札という形を取られるんでしょうか。その辺、お願いします。

○議長（中山五男） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいまの御質問でございますが、今回の工事の対象でございます、水道の給水装置、また下水道の排水設備の工事につきましては、通常、個人がそういった指定を受けた業者に自らお願いして工事を行っていただくものでございまして、市が発注するというようなものではございませんので、入札とかというようなところまでは行かないものと考えております。

以上です。

○議長（中山五男） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） すみません、ちょっと自分も勘違いしておりまして、これは個人の方が、本来は市内の業者しかできないものをやるということだったんですね。市の発注する仕事ではないということなんですね。

それで、例えばですけども、もし市の発注の仕事が、災害のときにほかの事業者もいっぱいできないというときには、そのようなときには、ではどのような扱いになるんでしょうか。

○議長（中山五男） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） もちろん、市が所有している建物、施設についても、被災というものが考えられます。そういった際には、やはり今回改正いたします非常時における他市町の事業者が工事を行っていただくというようなケースも、考えられなくはございません。

そういった際には、今後そういった、まだ整理されていない部分等もございますので、県内の他市町村、そういった状況、どういった取扱いにするのかということも、やはりほかの市町においても、合わせて今年度、条例改正をしておりますので、その辺の動向等を調査した上で考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第14号 那須烏山市水道事業給水条例及び那須烏山市下水道条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第15号 那須烏山市国民健康保険高額療養資金貸付基金設置及び管理条例の廃止について

○議長（中山五男） 日程第12 議案第15号 那須烏山市国民健康保険高額療養資金貸付基金設置及び管理条例の廃止についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第15号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、これまで国民健康保険被保険者の経済的負担を軽減するための高額療養費貸付制度を運用してまいりましたが、平成24年度より高額療養費の現物給付化が可能となったことに伴い、貸付けの需要が減り、令和元年度以降は貸付け実績が皆無となっているため、当該制度を継続する必要性がなくなってきたところであります。

つきましては、当該制度を終了し、当該貸付基金を廃止することに伴い、本条例を廃止するものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 平成24年度から、高額療養費の現物給付が可能となったということで、貸付け需要がなくなったために、この貸付け制度と基金を廃止するというございますが、国民健康保険の高額医療の医療費を払う場合に、現物給付が可能となったということは、具体的に差額分を療養費を払うときに支給してもらえようになったというような理解なんでしょうかね。そこの説明をお願いいたします。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 自己負担以外、そこを超える分については、本人が負担することなく支給される。それが平成24年度以降、その仕組みを現物給付という言い方ということです。

○議長（中山五男） 了解しましたか。

○16番（平塚英教） はい。

○議長（中山五男） そのほか質疑はございませんか。

10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） この基金の廃止ということなんですけども、当然、現在、基金があるわけですよね。その金額と、廃止したときの基金の活用方法について教えてください。

○議長（中山五男） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 基金の現在額ですが、1,006万7,000円ございます。

こちらにつきましては、国保の財政調整基金から繰入れした経緯がございますので、国保の事業勘定へ戻し入れることとなります。条例廃止後、3月補正で予算は計上する予定でございます。

以上です。

○議長（中山五男） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（中山五男） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第15号 那須烏山市国民健康保険高額療養資金貸付基金設置及び管理条例の廃止について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決いたしました。

日程第13 議案第1号から、日程第18 議案第6号までの令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について、令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、令和7年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について、令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、令和7年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について、令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第2号）についての6議案については、いずれも令和7年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

◎日程第13 議案第1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について

◎日程第14 議案第2号 令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第15 議案第3号 令和7年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第16 議案第4号 令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第17 議案第5号 令和7年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について

◎日程第18 議案第6号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（中山五男） よって、議案第1号から議案第6号の6議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第6号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

本案は、令和7年度那須烏山市一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ1億9,814万8,000円増額し、予算総額を131億5,462万2,000円とするものであります。

今回は、職員給与や手当の精査に伴う一般職員人件費等の増額、障害福祉サービス利用者の増加に伴う障がい者福祉費の扶助費の増額、令和6年度国・県支出金の精算に伴う償還金の計上等に必要な予算を編成したものであります。

そのほか、デマンド交通予約センター運營業務、緊急通報装置貸与事業、中学生海外派遣事業につきまして、翌年度以降の事業実施に必要な債務負担行為を追加するものであります。

では、主な内容を御説明いたします。

まず、歳出であります。

総務費のふるさと応援寄附金事業費につきましては、ふるさと応援寄附金返礼品の再生品タブレットやスマートフォンの申込みが好調なことに伴い、業務委託料及びポータルサイトの使用料等を増額するものであります。

総務費の南那須庁舎管理費につきましては、3階第1委員会室のエアコンの故障等に伴い、修繕費等を増額するものであります。

民生費の障がい者介護給付、訓練等給付費及び障がい児支援事業費につきましては、障がい者福祉サービスの利用者の増加に伴い、扶助費等を増額するものであります。

民生費のひとり親世帯生活支援特別給付金事業費につきましては、エネルギーや食料品等の価格高騰の支援対策として、児童扶養手当が支給されているひとり親世帯について、国の地方創生臨時交付金を活用して、1世帯当たり5万円を給付する事業費を計上するものであります。

農林水産費のナラ枯れ対策事業費につきましては、市内の一部にナラ枯れ被害が確認できたことから、対策に必要な業務委託料を計上するものであります。

商工費の商工振興資金貸付事業費につきましては、中小企業振興資金融資制度の利用者の増加に伴い、信用保証料補助金等を増額するものであります。

土木費の道路維持管理費につきましては、市道大桶小志鳥境線及び興野大沢線の路肩に土砂等が著しく堆積していることに伴い、土砂等の撤去を行うため、業務委託料を増額するものであります。

教育費の小学校施設管理費及び中学校施設管理費につきましては、設備等の定期点検の結果、修繕が必要な設備の修繕料を計上するものであります。

教育費の緑地運動公園管理費につきましては、過日、盗難被害に遭った電線等を修繕するとともに、犯罪防止策として、マンホール蓋が容易に開閉できないよう、取っ手を塞ぐ等の事業費を計上するものであります。

教育費の烏山運動公園管理費につきましては、当該施設ののり面の桜に空洞化が確認され、倒木の危険が高まっていることから、伐採の業務委託料を計上するものであります。

次に、歳入であります。

国庫支出金につきましては、障がい者介護給付、訓練等給付費及び障がい児支援事業費に対する負担金の計上、ひとり親世帯生活支援特別給付金事業費に対する地方創生臨時交付金の計上等であります。

県支出金につきましては、障がい者介護給付、訓練等給付費及び障がい児支援事業費に対する負担金の計上等であります。

財産収入の物品売払収入につきましては、不要となった市有バスや消防車両の公売による売払い収入の計上であります。

寄附金につきましては、一般寄附金及び企業版ふるさと応援寄附金の計上であります。一般寄附金につきましては、包括連携協定を締結している明治安田生命保険相互会社からの寄附であります。企業版ふるさと応援寄附金につきましては、リンレイテープ株式会社からの寄附であります。寄附金につきましては、それぞれ趣旨に沿った形で事業に活用しており、御芳志に対し深く感謝を申し上げますとともに、御報告を申し上げます次第であります。

なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

次に、議案第2号 令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものであります。まず、事業勘定から御説明いたします。

歳入歳出をそれぞれ60万円増額し、補正後の予算総額を32億5,524万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、職員人件費の精査に伴う増額分を計上しております。

なお、財源については、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、診療所施設勘定でございます。

歳入歳出をそれぞれ53万1,000円増額し、補正後の予算総額を5,747万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、栃木県医療機関等物価高騰対策支援金を計上しております。

歳出につきましては、人件費の精査に伴う一般職員人件費等の増額や、七合診療所における電気使用量の増加に伴う光熱水費の増額、七合診療所で使用しているパソコンを更新するための備品購入費を計上するものであります。

なお、財源については、前年度繰越金及び基金繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第3号 令和7年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、熊田診療所特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ10万円増額し、補正後の予算総額を5,210万円とするものであります。

歳入につきましては、栃木県医療機関等物価高騰対策支援金を計上しております。

歳出につきましては、熊田診療所における電気使用量の増加に伴う光熱水費を増額するものであります。

なお、財源については、前年度繰越金ををもって措置いたしました。

次に、議案第4号 令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ239万3,000円増額し、補正後の予算総額を28億928万9,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費の増額及び税制改革に伴う介護保険システム改修費の計上でございます。

システム改修の内容について御説明いたします。

介護保険料については、個人住民税の課税状況等に基づき算定されますが、令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が10万円引上げとなり、保険料収入の減少が見込まれるところ、介護保険事業の歳入歳出のバランスを確保する観点から、令和7年12月に改正予定の介護保険施行令において、65歳以上の方の保険料に限り、従前の控除額により算定することとなったため、システム改修するものであります。

なお、財源につきましては、保険給付費については国・県支出金及び第1号被保険者保険料を、システム改修については、国庫補助金及び一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

次に、議案第5号 令和7年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、水道事業会計予算の収益的支出を603万4,000円増額し、補正後の予算総額を5億8,028万円とするものであります。

主な内容は、配水管及び給水管の漏水の増加に伴う修繕費の増額であります。

最後に、議案第6号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、下水道事業会計予算の収益的支出を456万円増額し、補正後の予算総額を3億3,217万5,000円とするものであります。

主な内容は、人事異動及び産休代替職員の確保に伴う人件費の増額であります。

以上、議案第1号から議案第6号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わったところでありますが、ここで暫時休憩をいたしまして、午後1時から再開をいたしますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に提案のありました、議案第1号から6号までの補正予算につきまして、質疑に入ります。

どうぞ。3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 一般会計の補正予算のほうから御質問させていただきます。

まず、資料7ページのほう、緊急通報装置対応業務委託ということで、委託契約に基づく業務代行費用と、令和8年度から10年度までとあるんですが、こちらの金額のほうを教えてください。

あと、緊急通報装置事業、どの事業に該当するものかも併せて教えてください。

それと27ページ、市長の提案にありましたナラ枯れ対策事業費、こちらは本市のどこら辺でナラ枯れが見つかったのか、改めて教えていただきたいのと、この予算で何平米というか何本くらい対応できるのか、教えてください。

それと、29ページの公園費の清水川せせらぎ公園整備費、こちら財源振替とあって、地方債230万円のところから、その他の130万円と、内訳に一般財源が含まれているんですけども、こちらを御説明願います。

以上です。お願いします。

○議長（中山五男） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいま御質問にありました、債務負担行為の緊急通報装置対応業務委託でございますが、まずこの緊急通報装置でございますが、自宅等で急に体調が悪く

なったり、緊急の事態が発生したときに、通報装置やペンダントのボタンを押すことで、緊急事態への対応ができるような装置になっております。

今回の債務負担行為に関わりましては、現在、毎年契約をしておりますが、場合によっては毎年、機種が変わる可能性があり、使用する方が困惑してしまうおそれがありますので、3年間の複数年契約により、安心安全な運用を図るものでございます。

金額に関しましては、こちらは単価契約になっていまして、1台当たり3,520円で現在、契約のほうを結んでおります。

どの事業かということなのですが、こちらは当初予算のほうで計上済みですので、今回の補正には入ってきておりません。

以上です。

○議長（中山五男） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、場所と本数それぞれ申し上げます。熊田地内が9本、興野地内21本、小木須地内2本、大沢地内24本になってございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） 29ページの清水川せせらぎ公園の財源振替について、お答えします。

これは130万円、まず、ふるさと納税で寄附がございました。ですので、まず全体事業費から130万を引いて、その引いた額から地方債95%を掛けまして、当初が、ごめんなさい、まず寄附が130万ありましたものですから、当初、地方債で7,600万円を見ていたところ、130万を全体事業費から差し引いて、地方債が7,370万となりました。

すみません、後でまとめて御説明します。

○議長（中山五男） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 今、話をまとめていただいている間に、農政課のほうに再質問したいんですけども、ナラ枯れのほう、本数は分かったんですけども、この予算で今、枯れているものに対して対応するのか、新たに……。今、枯れているものは多分、切っていくということなんですか。この予算でナラ枯れの防止をするんだと思うんですけど、この予算でどれくらい対応できるものなんですか。

○議長（中山五男） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問にお答えいたします。

ナラ枯れ対策につきましては、基本的に目視でまず枯れている木を見つけます。その後、現

地に赴いて、被害状況を確認します。そうしますと当然、現場に行くと、フラスと言われる木のかすが根元に出ておりまして、そちらのほうを見て、既に葉っぱが落ちている状態。ですから、要は回復がもうできない状態です。

今回の対策といたしましては、人家に近いところに関しましては、伐倒薫蒸という手法で対応します。あと、ほかに人家が遠くないところにつきましては、立ち木薫蒸というような流れで処理をします。基本的に処理をした後は、もうそこに放置してしまうというのが実際の手法でございます。

この予算の中では、先ほど言った、9本、21本、2本、24本の全部が対応できるということですが。

以上でございます。

○議長（中山五男） 都市建設課長、財源振替の件、答弁できますか。

○都市建設課長（菊池章夫） ごめんなさい、後でまた。

○議長（中山五男） 分かりました。

ほかに質疑ございませんか。

10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 1点、すみません、緑地運動公園の管理費なんですけど、560万円ということで、ケーブルの補修だと聞きました。

今、警察に当然、届けているその途中経過などは、こちらのほうに入ってきているのでしょうか。もし入っているのであれば、教えていただきたいのと、この復旧する工事がいつ頃完成して、いつ頃から使用できることになるのか、その2点と、烏山運動公園の管理費が110万円計上されておりますので、その内容について詳細を教えてください。

○議長（中山五男） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） それでは、お答えいたします。

電気ケーブルの修繕の関係は、補正予算成立後、すぐ発注いたしまして、1月ぐらいに工事に入るような形になります。その後、工事終了次第、使えるようになる形にはなると思います。

あと桜の木の方、これは6本あるんですが、そちらが枯れて空洞化してしまっているということで、倒れてくる危険性もございますので、こちらも補正予算成立後、すぐ発注にかけたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） いわゆる警察からの情報というのは何かありましたかという質問がありました。

それと、1月から工事にかかって、最終的な見通しはいつ頃から使えるか、教えてください。

○議長（中山五男） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） すみませんでした。警察からの見通しは、まだ詳しい情報は入ってきておりません。

再開に関しては、ケーブルを敷設するだけなので、そんなに時間的にはかからないと思いますので、今年度中には再開できると考えております。

以上です。

○議長（中山五男） 了解しましたか。

○10番（相馬正典） はい。

○議長（中山五男） そのほか質問ございませんか。

12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 16ページになりますが、歳入なんですが、消防自動車とかそういうものを販売というか、したので、849万円ですか、収入が増えた。これ、どういうものを幾らで売って、849万円になったのか。

それと、今度は歳出になるんですが、ふるさと納税の補正額が2,371万1,000円ということ。そうすると、これはこれからふるさと納税がたくさん来るであろうという予測の下に、予算を確保しておこう、返礼品を確保しておこうと、こういうようなことなのかなと思うんですけども、そうすると、これを準備することによって、どのぐらいのふるさと納税が収入として入ってくるのであろうかなと。その辺の説明をお願いできればと思います。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、公用車の売払いということで、物品売払収入になるんですけども、公用車を8台、売払いしたものと、廃車した際に、下取りをしていただいたというものが2台、合計10台を処分したときの金額となります。

内訳につきましては、市有バスが5台。これが約600万円程度になります。それと消防車が3台。これが240万円程度。それと乗用車が2台。これが約4万円程度ということで、それらを足した金額が、こちらの予算に計上しております849万円、そういった形になってございます。

以上となります。

○議長（中山五男） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） ふるさと応援寄附金事業費2,371万1,000円について、お答えいたします。

ふるさと応援寄附金の運営に係る予算を、増額計上するものでございます。9月補正で、ふるさと納税の寄附金の額を1億円と見込んでいたものを、1億5,000万円と見込みまして、その費用を補正するものでございます。

今年度のふるさと納税額ですが、昨日、11月27日現在で1億509万8,000円でありまして、既に見込額を超えております。既に昨年度も大きく上回る結果となっております。このままでは、委託料などの必要経費が不足することになりますので、補正予算を計上するものでございます。

補正内容につきましては、9月補正と同じ内容となります、決済手数料、業務委託料、ポータルサイトなどの使用料を増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） このふるさと納税で、何が一番伸びて、今、一番主力商品と申しますか、それは前にも聞いているんですが、再度、同じなのかどうか、その辺、お尋ねいたします。

○議長（中山五男） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） 本市で人気がある商品ですけれども、以前も御説明させていただいたとおり、パソコンとかスマホとか、そういったリサイクルの機器、そういったものが依然として人気が高いようでございます。

以上です。

○議長（中山五男） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） そういう電子機器というんだか、学校でリースアップというんだか、そういうのがあったときに、どういうふうに分売したらいいだろうという中に、うちのほうのふるさと納税は、そういうものが主力商品と申しますか、あれなので、そういうのを連携して考えたらいいのではないかという議会からの意見が出ましたが、やっていないのはしょうがないんですが、今後はできればそういうのも少し頭に入れてもらえればなと要望して、質問を終わります。

○議長（中山五男） 4番 堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 29ページの住宅建築物安全ストック形成事業費というのが668万4,000円ですか、これがマイナスになっております。この辺の詳細を、まず1つ。

それと、31ページの、先ほど相馬議員からも質問がありましたが、緑地運動公園の電線の案件ですけれども、564万7,000円なんですけど、この費用の中に、これは盗難に遭ったわけですから、防犯カメラというのも警察に情報も提出しているということなんですけど、基本的

に防犯カメラに映っていないようなところの犯罪が、私はあったように思います。それで、防犯カメラがその費用に含まれているのかどうか。

それと、先ほど、これは要望なんです、29ページの財源振替のところ、清水川せせらぎ公園、これが改修工事、入ってくると思うんですが、私は市民の安全安心には非常に意識を高く持っておりますので、防犯カメラというのを設置する方向でいるのかどうか。もしないのであれば、それは設置するようにと要望したいと思います。

以上の点について、お伺いします。

○議長（中山五男） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） ただいまの質問、まず29ページの住宅建築物安全ストック形成事業費の減額について、お答えします。

この事業は、地震による既存の民間木造住宅倒壊等を未然に防止するために、昭和56年5月30日以前に建築された、2階建て以下の新耐震設計基準に満たない住宅に対して、耐震性を向上するための補助金となっております。

その内容といたしましては、民間住宅耐震診断派遣の業務委託と、あとそれで耐震不足となった建物に対して、木造住宅改修等補助金ということで、そういった2通りの補助金を出しております。

こちらはなぜ減額かといいますと、こちらの事業は、10月をもって精算しなさいという国からのお達しがございまして、実績に伴う減額補正となっております。

続いて、29ページの清水川関連ですけれども、防犯カメラに関しては、ただいま検討しているところでございます。

以上です。

○議長（中山五男） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） お答えします。

緑地運動公園の今回の補正の中には、防犯カメラの新規の費用は入っておりません。現在、ついている防犯カメラの位置を移動するなどして、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中山五男） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 今回の予算に入っていないということなんですが、先ほども言ったとおり、配線を切られるマンホールの蓋のところは、多分防犯カメラでは映し得ないようなところだったように私は感じております。

ですから、そういうところも含めて、防犯カメラでちゃんと記録ができるようなところに増設するというのをぜひお考えいただいて、清水川せせらぎ公園と同時に要望をして、終わり

たいと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） まず、一般会計のほうなんですけども、23ページの中ほどに、特別障害者手当支給事業費というのが、金額は2万2,000円と少ないんですけど、なぜ「特別」というのがつくのか、説明をお願いいたします。

その下の下なんですけど、障がい者介護給付、訓練等給付費というのが6,704万2,000円ということですが、障がい者給付に訓練等というのが加わっているんですけど、これはどんな訓練をされているんですか。この事業内容について、説明をお願いいたします。

そのずっと下なんですけど、放課後児童健全育成事業費、354万7,000円なんですけど、これがなぜ補正をされたのか、説明をお願いいたします。

次に、25ページの上段でございますが、ひとり親世帯生活支援特別給付金事業費というのがありまして、634万2,000円増額になってはいますが、この対象世帯と言ったらいいんですか、対象者の人数と、補正した理由について、御説明をお願いいたします。

27ページ、下のほうですが、商工振興資金貸付事業費が344万円計上されておりますが、この理由についても説明をお願いいたします。

次に、介護保険の補正の第2号でございますが、先ほど、令和7年12月に改正予定の介護保険法施行令において、65歳以上の方の保険料に限って、令和7年度税制改正により、10万円が引き上がると。それが最低保障額が65万円ということなんですけど、今回これを従前の控除額55万円に算定するというような介護保険料の改修システムがあるということなんですけども、この対象人数と、これは単年度限りと考えたらいいのかどうか、その辺の内容について、説明をお願いいたします。

○議長（中山五男） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 何点か御質問いただきまして、まず特別障害者手当、なぜ「特別」がつくかということなんですけど、申し訳ありません、手持ち資料がないものですから、また改めてお知らせいたします。

障がい者介護給付、訓練等給付費でございますが、こちらはいろいろな内容がございます、自立訓練とか、あとは就労移行、一般就労ができない方なんかに対して、簡易な就労とか、そういう就労移行の事業、また併せまして、共同生活援助としまして、グループホーム、そういうような事業が入ってきております。

続きまして、介護保険のほうの、ごめんなさい、人数なんですけど、こちらもまた改めて回答

させていただきます。

年数につきましては、令和8年度単年度限りになっております。

○議長（中山五男） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） それでは、私のほうからは、まずは議案書23ページ、放課後児童健全育成事業費の補正の内容についてお答えいたします。

令和6年度の実績報告に伴いまして、子ども・子育て支援交付金の償還金が発生いたしまして、その金額が318万7,000円、ほぼほぼになっております。

それと、放課後児童クラブの駐車場の入り口部分が、雨水等によりまして陥没しておりまして、通行車両に被害を与えかねない状況でございます。そのための修繕料といたしまして、36万円を計上してございます。

続きまして、議案書25ページ、ひとり親世帯生活支援特別給付金事業について、御説明申し上げます。

まず、目的でございますが、エネルギー・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえまして、経済的な影響を受けているひとり親世帯の負担軽減を図ることを目的としてございます。

支給対象者でございますが、令和8年2月1日に市内に住所を有しまして、令和8年1月分の児童扶養手当の受給を受けているひとり親世帯といたします。

支給金額は、1世帯一律5万円といたしまして、人数でございますが、児童扶養手当受給者が、9月末現在で118人おります。そこに新規、また転入者等を7人見込みまして、125人で試算してございます。

以上です。

○議長（中山五男） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） では私からは、予算書の27ページ、商工振興資金貸付事業費の増額についての理由について、お答えさせていただきます。

市では、中小企業の振興のために、貸付け制度を持っております。その貸付け制度の中では、事業者が資金を借り入れた際に、保証料を市が補助という形で負担する制度となっております。

今年の状況を見ますと、この融資の申込みの増が例年より多いということでございます。特に4月から9月末までの上半期の実行額が、昨年度の年間実行件数の半分以上を超えているという状態でありまして、例年の資金事業から考えると、もう少し伸びるかもしれないということで今回、補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中山五男） そのほか、ございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） すみません、先ほど質問し忘れてしまったんですけれども、37ページのほうで中学生海外派遣業務委託があつて、翌年度以降にわたるものについての支出予定額に関する調書とかあつて、800万円計上されているんですけれども、昨年と同じような予算でもって計上されているわけなんですけど、来年度以降の中学生海外派遣事業をこれは予定するものだと思うんですが、今年度と違うところとか、そういったところがあるのか、何か反省点とか、そういったところの見直しとかはあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（中山五男） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 中学生の海外派遣事業についてお答えします。

まず、事業内容につきましては、今年度と同等の内容を考えております。

一応、海外派遣事業につきましては、令和6年から、海外、オーストラリアのほうの派遣を始めているわけですが、一応3年間という形で計画をしております、事業を見ながら今後、検討していくとしておりますので、令和8年度につきましては、同等の事業となっております。

以上です。

○議長（中山五男） 荒井議員、よろしいですか。

○3番（荒井浩二） もう3回、質問しちゃいました。

○議長（中山五男） そのほか、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第1号から議案第6号までの議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第2号 令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

日程第15 議案第3号 令和7年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第4号 令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

日程第17 議案第5号 令和7年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

日程第18 議案第6号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第16号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（中山五男） 日程第19 議案第16号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更に関

ついてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第16号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、栃木県市町村総合事務組合の規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、定めるに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

規約変更の理由につきましては、令和8年4月1日から、佐野市が新たに当該組合が共同処理する議会の議員及びその他非常勤職員の公務災害補償事務、非常勤の学校医等の公務災害補償事務に加入することに伴うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第16号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（中山五男） 日程第20 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、請願書第1号 市道曲畑森田線の道路整備については、所管の経済建設常任委員会に付託いたします。

○議長（中山五男） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、来週12月3日水曜日の午前10時に開きます。

これで散会いたします。大変お疲れさまでした。

〔午後 1時37分散会〕